

福井県中学校長会基金管理運営細則

第1条 この細則は、福井県中学校長会基金管理運営規定（仮称）第10条に基づき規定する。

第2条 基金は、各郡市校長会でまとめ、毎年4月末の指定された日までに納入する。
2 年度途中の入会者は、入会時から1ヶ月以内に県中学校長会に納入する。
3 小中兼務校長は、所属する校長会に拠出する。

第3条 本業務に要する経費は、基金および益金会計より支出する。

第4条 この細則の改廃は、理事会の承認を要する。

第5条 この細則は、平成26年 8月29日から施行する。

令和6年度福井県中学校長会基金管理運営委員会 委員名（規定第6条①②による）

No.	氏名	学校名	役職
1	赤井孝行	名田庄中学校	県中学校長会副会長
2	永廣裕子	大東中学校	県中学校長会副会長
3	松原正恭	芦原中学校	地区代表理事
4	斎藤 治	勝山北部中学校	地区代表理事
5	五十嵐靖浩	中央中学校	地区代表理事
6	坂下博行	万葉中学校	地区代表理事
7	高木健吾	美浜中学校	地区代表理事
8	野路佳男	明道中学校	庶務幹事（庶務）
9	竹澤宏保	明倫中学校	庶務幹事（会計）